

鈴鹿市訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市会計年度任用職員の任用等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市会計年度任用職員の任用等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市会計年度任用職員の任用等の取扱いに関する規程（平成10年鈴鹿市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（再度の任用）</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の任期における人事評価による能力の実証に基づき、当該会計年度任用職員を翌会計年度に再度任用することができる。</p>	<p>（<u>公募によらない</u>再度の任用）</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の任期における人事評価による能力の実証に基づき、<u>公募によらず</u>当該会計年度任用職員を翌会計年度に再度任用することができる。</p> <p><u>2 前項の規定による再度の任用は、2回を上限とする。ただし、職の専門性などを考慮して回数の上限を設けることが適当でない職については、この限りでない。</u></p>

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。